

第4回 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

- 1 開催日時：令和2年10月8日
13:00～16:35
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名
- 4 議題：福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改定について
- 5 議事要旨：議題について

労働者側代表委員からは、

使用者側の状況を鑑みた時に、労働協約ケースを用いてこの審議会に来ているので、その最下限額という意味合いの22円の引き上げ額の提示である

自動車工業会会長の記者会見は、落ち込んでいた販売も回復基調にあり、自動車業界が頑張れば、他産業へ1倍以上の波及効果があるということを発言したものと、労働者側としては認識している

今のコロナ禍の状況を認識し、歩み寄るつもりはあるが、経営状況の厳しさを含め、その根拠を示していただき、次年度以降も凍結という議論をそのまま踏襲していただくのであれば、どうすれば再開できるのかという筋道を使用者側には立てていただきたいとの主張がなされた。

使用者側代表委員からは、

非常に経営状況が厳しい中で、今年度は正に緊急事態であり、そうした中で、特に中小企業を含めて、雇用の維持、事業の継続というのは大前提である

確かに前年比55パーセントまで落ち込んでいた販売も、80パーセント台まで回復するに至ったということで、回復基調にあることは十分理解しており、底を打った感があるという認識はしている

ここできちんと態勢を整えつつ雇用の維持をし、事業を継続していくことが今年度については最優先ではないか

この厳しい状況の中で、労使が一体となって、事業を止めてはならない、引いては経済の牽引役を務めていくことが重要であるとの主張がなされた。

公益代表委員が労使双方の委員と交互に協議を重ねたが、金額主張は最後まで、労側と使側で平行線となるも、労使双方が「歩み寄って1円などではなく、むしろ今年度が0円であっても、次年度以降に平時の状況に戻れば労使で真摯に引上げの審議を行う」旨の意見で一致をしたことで、「全会一致のもと、今年度については、意思をもって改正決定を見送るとの内容が部会報告書に付記された上での専門部会における全会一致となり、その結果、「改正決定は行わない」との答申がなされた。